

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成30年2月26日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成30年1月11日	左京区	聖護院山王町	—	—	1	平成30年1月11日
	南区	久世中久世町五丁目	1	—	—	
平成30年1月16日	北区	上賀茂二軒家町	5	—	—	平成30年1月16日
	左京区	修学院川尻町	1	—	—	
		修学院登り内町	1	—	—	
	右京区	太秦開日町	1	—	—	
		鳴滝音戸山町	1	—	—	
		鳴滝春木町	4	—	—	
		鳴滝藤ノ木町	1	—	—	
嵯峨広沢南下馬野町	5	—	—			
平成30年1月23日	北区	西賀茂井ノ口町	1	—	—	平成30年1月23日
		西賀茂樋ノ口町	2	—	—	
	右京区	太秦川所町	1	—	—	
		太秦樋ノ内町	3	—	—	
		梅津上田町	3	—	—	
		梅津後藤町	5	—	—	
平成30年1月29日	上京区	榭屋町	—	—	1	平成30年1月29日

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)